

2015年12月25日

国際会計基準審議会 御中

意見募集 - 2015年アジェンダ協議に対するコメント

1. 当委員会（以下「ASBJ」又は「我々」という。）は、「2015年アジェンダ協議」に関するIASBの意見募集（以下「意見募集」という。）に対するコメントの機会を歓迎する。
2. 我々は、アジェンダの優先順位を適切に識別するためにさまざまな法域やセクターからのニーズを理解するため定期的な公開協議プロセスをIASBが維持することは極めて重要と考えている。また、我々は、IASBが公開協議を進める際に、以前の協議プロセスにおいて何が上手くいき何が上手くいかなかったのかについて、改めて検討を行うことが重要と考えている。
3. アジェンダの優先順位に関して、我々は、以下のプロジェクトが今後の3年間にIASBにとって極めて重要であると考えている。

(1) のれんの償却

以前よりお伝えしているとおり、我々は、のれんに関する会計処理の要求事項について再検討を行うことが極めて重要かつ緊急であると考えている。我々は、IASBが現在の「減損のみアプローチ」を「償却及び減損アプローチ」で置き換えることを検討するための基準設定プロジェクトに取り組むように提案する。

(2) 概念フレームワークの改善

IASBの公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」に対する我々のコメントレターに記載したとおり、我々は、IFRSの適用により生じる財務情報（特に、「純損益」に示される情報）が高品質であることを確保するためには、「概念フレームワーク」の改善が極めて重要であると強く考えている。したがって、我々は、IASBが「概念フレームワーク」プロジェクト及び資本の特徴を有する金融商品に関するプロジェクト（FICEプロジェクト）などの関連する他のプロジェクトを最終化する前に十分な時間とリソース（世界中の関係者との十分なアウトリーチ活動の実施を含む）を費やすように提案する。

(3) 開示原則の開発

我々は、財務報告コミュニティの多くの利害関係者が主要な懸念として言及している「開示の過多」という論点に対処し、企業と財務報告書の利用者とのコミュニケーションの有効性を改善するためには、高品質な開示原則の開発が極めて重要であると強く考えている。したがって、「概念フレームワーク」プロジェクトに対する我々のコメントと整合的に、我々は、IASB が本プロジェクトを進めるにあたり十分な時間とリソースを費やすことを提案する。

4. また、我々は、どのアジェンダを取り上げるかについて決定する前に、IASB は適用後レビューの役割と各国基準設定主体及び地域グループが実施する協議の役割をともに明確化すべきと考えている。
5. 最後に、アジェンダ協議の頻度に関して、我々は、現在の間隔の3年から5年に変更する提案を支持しない。これは、IASB が、財務報告コミュニティが直面している最も重要な論点に関して利害関係者から十分かつ適時なインプットを入手できなくなるリスクがあるとともに、今日における動的で変化し続ける国際的な財務報告に関する環境を反映するものにならないと考えられるためである。
6. 意見募集の個別の質問に対する我々のコメントについては、本レターの別紙を参照していただきたい。
7. 我々のコメントがIASBによる今後の検討に役立つことを期待している。ご質問があれば、ご連絡いただきたい。

小野 行雄

企業会計基準委員会 委員長

意見募集の個別質問に対するコメント

質問 1 – IASB のプロジェクトのバランス

IASBの作業計画は、テクニカル・プロジェクトの5つの主要な領域を含んでいる。

- (a) リサーチ・プログラム
- (b) 基準レベルのプログラム
- (c) 「概念フレームワーク」
- (d) 開示に関する取組み
- (e) 維持管理及び適用に関するプロジェクト

当財団のリソースを上記の各領域にどれだけ割り当てるべきなのかを決定する際に、IASBはどのような要素を考慮すべきか。

8. 我々は、IASB は自身の戦略的な焦点に照らしてテクニカル・プロジェクトのそれぞれにどの程度のリソースを割り当てるべきかを決定する際に考慮すべき要因を、意見募集の第 55 項において概ね適切に識別していると考えている。しかし、IFRS 財団の意見募集「体制とその体制とその有効性に関する評議員会のレビュー：レビューにあたっての論点」に対するコメントレターで示したとおり、我々は、「コンバージェンス」は引き続き、財務情報の比較可能性の促進と、高品質な会計基準の単一のセットという長期的な目標の達成にあたり、考慮すべき重要な要因であると考えている。
9. したがって、我々は、IASB が「米国会計基準及び他の各国基準とのコンバージェンス」を、プロジェクトの優先順位付けをする際に考慮すべき要因の一つとして追加することを提案する。
10. また、我々は、意見募集に示されている要因について概ね適切であると考えているが、要因のリストは、それぞれ個々に考慮するには多すぎると考えている。このため、我々は、各要因を下記のような区分にグループ化することを提案する。
 - (1) 全体的な考慮要因：作業計画の全体的なバランスと、最終的に基準レベルのプロジェクトに進展する可能性のある進行中のリサーチ・プロジェクトにおける全体的なバランス
 - (2) 作業プログラムにアジェンダを追加すべきか否かの検討に役立つ要因：

- 財務報告書の利用者にとっての当該事項の重要度
- 解決すべき問題の緊急性
- US GAAP 及び他の各国基準とのコンバージェンス

(3) アジェンダを作業プログラムに追加すべきか否かを検討する際に課される制約：

- 他の進行中のプロジェクト又は潜在的なプロジェクトとの関係
- 解決すべき問題の複雑性及び広がり、並びに解決策を開発し得る可能性
- 利害関係者が提案に対応することが可能か（個々の提案への対応と作業計画全体への対応の双方）
- IASB メンバーの十分な時間やスタッフのリソースが十分に確保できるか

質問 2 – リサーチ・プロジェクト（リサーチ・プロジェクトの追加及び削除）

IASB のリサーチ・プログラムは第 32 項に記載されており、IFRS 第 5 号についてリサーチのトピックを追加する可能性が第 33 項に記載されている。

IASB は次のことを行うべきか。

- (a) リサーチ・プログラムに新たなプロジェクトを加えるべきか。加えるとすれば、どのプロジェクトか、その理由は何か。また、追加するプロジェクトを進めるために、現在進行中のどのリサーチ・プロジェクトの優先順位を下げるべきかについても説明されたい。
- (b) リサーチ・プログラムから、外貨換算（第 39 項から第 41 項参照）及び高インフレ（第 42 項から第 43 項参照）についてのプロジェクトを削除すべきか。賛成又は反対の理由は何か。
- (c) 他にリサーチ・プログラムから削除すべきプロジェクトはないか。

IASB のリサーチ・プログラムにプロジェクトを追加すべきか

11. 我々は、全体として、IASB は意見募集において自身のリサーチ・プロジェクトを適切に識別していると考えている。ただし、我々は、IASB が開発費の会計処理の要求事項に関するリサーチ・プロジェクトを追加するように提案する。これは、多くの我が国の作成者から、コストを資産化させる要求事項が利用者に有用な情報をもたらすかについて疑

問が示されているほか、我々がリサーチを行った結果、内部プロジェクトの開発フェーズから生じるコストの資産化について IFRS 適用会社の会計実務が不統一であることが示されているためである。

IASB のリサーチ・プログラムから既存のプロジェクトを削除すべきか

12. 外貨換算と高インフレに関するプロジェクトについて、我々は、次のように考えている。

(1) 外貨換算に関するプロジェクト

我々は、IASB が外貨換算に関するプロジェクトをリサーチ・プログラムから削除すべきであるとは基本的に考えていない。これは、複数の概念的論点及び実務的論点がこの領域（特に、測定と換算の概念の相互作用に関して）において識別されているからである。また、IASB が本プロジェクトをリサーチ・プログラムから削除する場合、我々は、IASB が、最低限、機能通貨の決定に関する会計上の要求事項の限定的な修正を行うためのプロジェクトに取り組むべきと考えている。これは、当該論点は、一部の日本企業から、IFRS への移行を検討するにあたり主要な障害の一つとして識別されている一方、可能な解決策が比較的シンプルと考えられるためである¹。

(2) 高インフレに関するプロジェクト

我々は、IASB のリストにある他のプロジェクトと比較して本論点の相対的な重要度を踏まえ、IASB が高インフレに関するプロジェクトをリサーチ・プログラムから削除すべきであることに同意する。

13. IASB のリサーチ・プログラムに識別されているプロジェクトの中で、我々は、のれんに関するプロジェクトを、次の理由から、基準開発プロジェクトに移行させるべきと考えている。

(1) 適用後レビューの過程で寄せられたフィードバックに基づき、IASB は、のれんに関する会計処理の要求事項を優先度が「より高い」論点の一つとして識別していること。ASBJ は、寄せられたフィードバックから、その論点及び考え得る解決策が極めて明確に示されていると考えている。

(2) 国際的な利害関係者からのフィードバックを含めた多くの関連性のある情報が、ASBJ、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）及びイタリアの基準設定主体（OIC）の共同作業によるディスカッション・ペーパー「のれんはなお償却しなくてよいか」

¹ IASB は、例えば、IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」の第 9 項及び第 10 項の限定的修正を、機能通貨を決定する際の関連性のある事実及び状況の文脈における経営者の判断が重要である旨を強調している米国会計基準の要求事項を参考にして検討を行うことが可能かもしれない。

の公表によって、IASB に提供されていること。我々は、当該情報は、IASB の基準設定の検討において「証拠」の一部を構成するものと考えている。

(3) 米国財務会計基準審議会 (FASB) においても、のれんに関する会計処理の要求事項に関するプロジェクトについて取組みがなされていること。本プロジェクトが財務情報の国際的な比較可能性に与える大きさを考えると、我々は、この会計処理の要求事項のコンバージェンスの程度をできる限り維持するために、IASB が FASB と協働することが重要であると考えている。

14. また、我々は、「割引率」のプロジェクトは削除しようと考えている。我々は、これまで、IASB は、基準の中での割引率の使用に関する事実調査の Research に関する IASB の作業は、非常に有益であったと考えている。しかし、当該 Research における発見事項の性質を踏まえ、我々は、今後の作業は、(割引率のプロジェクトにおいて作業を進めるのではなく) IASB の他の既存プロジェクトに組み込むべきであると考えている。

質問 3 - Research・プロジェクト (相対的な重要度及び緊急度)

Research・プログラムの各プロジェクト (質問 2 への回答で提案した新しいプロジェクトを含む) について、相対的な重要度 (高・中・低) 及び緊急度 (高・中・低) をどのように考えるか。

なお、特にランクを高又は低とした項目について、それらのランク付けに至った具体的な要因は何か。

15. まず、我が国の関係者の視点から、我々は、以下のプロジェクトが極めて重要かつ緊急であると考えている。

(1) のれんの償却

以前よりお伝えしているとおり、また、本レターの第 13 項でも述べたように、我々は、のれんに関する会計処理の要求事項の再検討は極めて重要かつ緊急であると考えている。具体的には、我々は、IASB が現在の「減損のみアプローチ」を「償却及び減損アプローチ」で置き換えることを検討するための基準設定プロジェクトに取り組むように提案する。

(2) 「概念フレームワーク」の改善

IASB の公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」に対するコメントレターに記載したとおり、我々は、IFRS の適用により生じる財務情報 (特に、「純損益」に示される情報) が高品質であることを確保するためには、「概念フレームワーク」の改

善が極めて重要であると強く考えている。したがって、我々は、IASB が本プロジェクトを最終化する前に十分な時間とリソース（世界中の利害関係者との十分なアウトリーチ活動の実施を含む）を費やすことを提案する。さらに、我々は、IASB が、FICE プロジェクトに取り組む際に十分なプロセスに従うことも提案する。

(3) 開示原則の開発

我々は、財務報告コミュニティの多くの利害関係者が言及している「開示の過多」という論点に対処し、企業と財務報告書の利用者とのコミュニケーションの有効性を改善するため、高品質な開示原則の開発が極めて重要であると考えている。したがって、「概念フレームワーク」プロジェクトに対するコメントと整合的に、我々は、IASB が本プロジェクト最終化する前に十分な時間とリソースを費やすことを提案する。

16. また、IASB のより幅広い利害関係者からこれまでに聞かれたコメントに基づき、我々は、相対的な重要度と緊急度に基づいて、リサーチ・プログラムの各プロジェクトを下記のように整理することが可能ではないかと考えている。

表 1：相対的な重要度と緊急度

緊急度 重要度	高	中	低
高	のれん及び減損 開示に関する取組み － 開示原則	持分法 資本の特徴を有する金融商品 退職後給付 開発費	該当なし
中	該当なし	事業の定義 動的リスク管理 排出物価格設定メカニズム 株式に基づく報酬 IFRS 第 5 号の見直し	共通支配下の企業結合
低	該当なし	法人所得税	割引率

17. 表 1 の補足説明として、我々は、前項に示している重要度と緊急度について、我々がどのように整理したかについて、以下で説明する。

(1) この表に示している相対的な重要度及び緊急度は、我が国の関係者からの見解だけを反映したものではない。むしろ、この表は、世界中の幅広い利害関係者から IASB が受け取るであろうコメントに関する我々の理解を要約したものである。我が国の関係者にとっての優先事項については、本レターの第 15 項で説明している。

(2) 重要度と緊急度に関する見解は、財務報告コミュニティにおける利害関係者の役割に応じて異なる。例えば、我々の関係者との議論において、利用者は、「基本財務諸表」に関するプロジェクト及び「開示に関する取組み」に関するプロジェクトの優先順位がより高いと考えている。これは、当該プロジェクトが、財務業績の計算書の小計（営業利益など）とともに非 IFRS 情報の表示に関連するからである。しかし、本プロジェクトで議論されるトピックが依然として明確でないことから、作成者は、これについて異なる見解を有している。また、作成者は、表示と開示を並行して検討すべきであると考えており、表示と開示に関するプロジェクトを一緒にすべきとの見解を示している。

18. なお、我々が「基本財務諸表」に関するプロジェクトと IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の見直しに関するプロジェクトを表 1 に含めていないことに留意していただきたい。我々は、これらのプロジェクトが企業の財務報告に重大な影響を与える可能性が高いことを理解しているが、IASB がこれらのプロジェクトで何を検討する予定であるのかが依然として明確でないと考えている。我々の見解は、どのようなトピックが対象となるのかによって、大きく異なることになる。以下に追加的な説明を記載する。

(1) 基本財務諸表に関するプロジェクト：IASB が「基本財務諸表」に関するプロジェクトに取り組んだ際に、我々は、IASB の提案に（特に、提案された「一体性」の原則に関して）反対した。このため、IASB が同じ又は類似の提案を示すことを予定している場合、我々は、本プロジェクトの優先順位は相対的に低いものと考えている。一方で、IASB が、その他の包括利益（OCI）の使用、財務業績の計算書の小計（営業利益など）の表示及び非 IFRS 情報の表示を含む他の論点を、このプロジェクトの一環として検討しようとする場合、我々は、これらの論点が重要であり、本プロジェクトは我が国の関係者にとって関連性と重要度がより高いと考えられる可能性があると考えている。

(2) IAS 第 37 号の見直しに関するプロジェクト：IASB が以前に IAS 第 37 号を改訂するためのプロジェクトに取り組んだ際に、我々は、IASB の提案に（特に、「蓋然性規準」

を廃止する提案に関して) 反対した。したがって、IASB が同じ又は類似の提案を示すことを予定している場合、我々は、本プロジェクトの優先順位は相対的に低いものと考えている。他方、IASB が「概念フレームワーク」の改訂に基づいて IAS 第 37 号の要求事項をどのように修正しうるか（例えば、IFRIC 第 21 号「賦課金」のガイダンスの廃止）を検討することを予定している場合、我々は、当該方向性を支持する。なお、我々は、IFRIC 第 21 号の再検討は、基準設定プロジェクトとして検討すべきであると考えている。

19. その他のプロジェクトについては、一部について、我々は、本レターの別紙 2 において、簡単な説明を示している。
20. なお、我々が、我が国の関係者と議論した際に、一部の関係者から、IASB のリサーチ・プロジェクトの項目は多すぎるため、プロジェクト数の削減を検討すべきであるという見解が示された。我々は、プロジェクトの優先順位に関する我々のコメントが、現在取組中のアジェンダからどのプロジェクトを削除できるかについて IASB が決定する際に役立つことを期待している。

質問 4 - 主要なプロジェクト
主要なプロジェクトに関する IASB の現在の作業計画について、コメントがあるか。

21. 我々は、主要プロジェクトについての IASB の現在の作業計画に関して下記のコメントを提供する。

(1) 「概念フレームワーク」に関するプロジェクト

前項に記載したとおり、我々は、「概念フレームワーク」に関する IASB のプロジェクトは極めて重要であると考えている。これは、IASB が首尾一貫した概念に基づいた基準を開発する助けとなるとみ予想されるからである。したがって、改訂後の「概念フレームワーク」が意図された目的を達成することになるように、IASB が本プロジェクトを最終化する前に十分な時間とリソースを費やすことを提案する。

(2) 開示に関する取組みに関するプロジェクト

前項に記載したとおり、我々は、財務報告コミュニティの多くから示されている「開示の過多」の懸念に対処するとともに、企業と財務報告書の利用者とのコミュニケーションの有効性を改善するため、開示に関する取組みは極めて重要であると考えている。さらに、我々は、基準の開示要求が全体として目的を達成し、適切なバラ

ンスが取れている状態を保つことを確保するために、IASB は、パッチワーク的な方法での基準の修正を回避するよう努めるべきであると考えている。

(3) 保険契約に関するプロジェクト

我々は、新しい保険契約基準が十分に理解可能で運用可能となることを IASB が確保することが極めて重要であると考えている。このため、我々は、IASB が再度の公開協議が必要であるかどうかを検討するように提案する。さらに、仮に IASB が再度の公開協議を実施せずに本プロジェクトを最終化しようとする場合でも、基準が十分に理解可能で運用可能であることを確保するため、堅牢なプロセスを（例えば、基準を最終化する前にフィールドテストの実施を通じて）経ることが不可欠と我々は考えている。

22. なお、IASB の公開草案 ED/2013/6「リース」に対するコメントレターにおいて、我々は、「リース」の基準に関する共通の解決策に至るため IASB が FASB と協力して作業することを強く推奨した。このため、我々の関係者の多くから、両審議会がこのプロジェクトに関して共通の解決策に至ることができなかったことに失意が示されていた。

質問 5 – 維持管理及び適用に関するプロジェクト

IASB と解釈指針委員会は、利害関係者のニーズを満たすために、導入支援の適切な組合せを提供しているか、その支援は十分か（第 19 項から第 23 項及び第 50 項から第 53 項参照）。

23. 我々は、IASB と IFRS 解釈指針委員会は利害関係者のニーズを満たすために適切な導入支援を概ね提供していると考えている。具体的には、我々は、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」に関する移行リソース・グループの運用に対する IASB の取組みは、（同グループの運用が当初の準備段階の限られた期間に限定されている範囲において）企業が基準の導入前に不要なコストを回避することに役立ったと考えている。
24. なお、我々は、企業の IFRS 移行を阻むことがないように、IASB が基準の開発及び改訂の際に初度適用企業のニーズを引き続き考慮すべきであると考えている。

質問 6 – 変更のレベル

IASB の作業計画は、全体として、基準の変更が適切なペースで、原則主義の基準設定に適切な詳細さで行われているか。賛成又は反対の理由は何か。

25. 我々は、最近の基準変更のペースは、特に、2010年から2011年のペースと比較すると、適切であると考えているが、我々の関係者の中には、現在の変更のペースは依然として早すぎるという懸念を示している関係者もいる。
26. 基準変更の実務上の影響に関して、我々の関係者の大部分から、基準の発効日前に企業が新しい要求事項に従って情報を伝えることができるようにするための内部プロセスに必要な変更（ITシステムに対する必要な投資を含む）を行う十分な時間を確保することが重要であり、各基準の発効日を揃えようとするのはさほど重要とは考えられないという見解が示されている。
27. 他方、基準の詳細のレベルについて、我々はこれが基準間で整合的とは考えていない。これは、一部の基準の分量は非常に多大である（例えば、IFRS第9号「金融商品」やIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」）一方、他の基準では原則しか示されていないためである。

質問7- その他のコメント
IASBの作業計画について、他に何かコメントはあるか。

28. 我々は、IASBが作業計画を検討する際に、下記の事項を明確化すべきであると考えている。

(1) 適用後レビュー（PiR）の役割及びプロセス

我々は、適用後レビューの役割（特に、どのような場合にIASBは適用後レビューの過程の中で受け取ったフィードバックが基準設定アジェンダを進めるために十分と考えるのかについて）が不明確であると考えている。我々は、適用後レビューからのフィードバックは、IASBが基準設定プロジェクトに取り組むかどうかを決定する際に、（特に、フィードバックから、変更の必要性が強く示されている場合に）十分なインプットを構成する場合があると考えている。適用後レビューの目的は、基準の欠点について考え得る改善方法を示すものでなく、利害関係者が新たに導入された基準の欠点を識別する機会を提供しているだけであるという懸念に対処するために、我々は、適用後レビューの過程の中で公表されるインプット要請において、回答者が識別した欠点とともに考え得る是正方法に関する質問を設けることを提案する。

(2) 各国基準設定主体及び地域グループが実施する協議の役割

我々は、IASB が各国基準設定主体及び地域グループが実施する協議を通じて受け取るフィードバックの位置づけについて明確化することが重要と考えている。例えば、ASBJ、EFRAG 及び OIC は、のれんに関するディスカッション・ペーパーを公表し、さまざまな地域及びグローバルな団体の利害関係者から有用なコメントを受け取った。しかし、IASB は、これらのフィードバックを、基準設定プロジェクトに着手するという決定を裏付ける証拠の一部として識別していないように思われる。我々は、IASB が、利害関係者に対して同じトピックの協議数の重複を削減するため、各国基準設定主体及び地域グループの作業を効果的に活用するために考え得る最善の方法を明確化すべきであると考えている。

質問 8 – アジェンダ協議の頻度

個別の主要なプロジェクトの完了に必要な時間を考慮して、IASB は、アジェンダ協議を、現在要求されている 3 年ごとではなく、5 年ごととすることが適切であると提案している。これに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

反対の場合、どのような間隔を提案するか。その理由は何か。

29. 我々は、アジェンダ協議の間隔を、現在の 3 年から 5 年に変更するという、意見募集における提案を支持しない。これは、IASB が、新プロジェクトを作業計画に追加するか否かや既存プロジェクトを作業計画から削除するか否かを決定するために、十分かつ適時なインプットを入手できなくなるリスクをもたらすことになるためである。
30. しかし、IASB が意見募集で提案したとおり 5 年の間隔の提案を進める場合、我々は、下記の対応が必要と考えている。
- (1) アジェンダ協議の役割の明確化。我々の議論の中で、一部の関係者は、間隔を広げる提案に対して強い懸念が表明された。これは、間隔を長くすると IASB が利害関係者の懸念に適時に対応できなくなるだろうと彼らが考えているからである。我々は、アジェンダ協議を必ずしも経なくても IASB が追加のアジェンダに取り組むことができ、アジェンダ協議の役割はさまざまな他のチャンネルから IASB が聞いた見解の網羅性を確認することである旨を明確化する場合、そうした懸念に IASB が部分的にせよ対処することができると考えている。
 - (2) 現在取組中のプロジェクトを中止するプロセスの明確化。我々の議論の中で、一部の関係者から、アジェンダ協議の頻度を減らすと、IASB はプロジェクトを中止する機会を失ってしまうのではないかと懸念が表明された。基準設定主体にとって、

プロジェクトを追加することは比較的容易である一方、プロジェクトを完了させる見通しが悪くなっているような状況で、取組中のアジェンダを中止すべきか及び中止する方法を決定することは困難である。したがって、IASB がアジェンダ協議の間隔を変更する場合、現在取組中のプロジェクトを中止する方法についてプロセスを識別することがより重要になるだろうと考えられる。

- (3) アジェンダ協議の間隔の数え方の明確化。 アジェンダ協議の間隔を検討する際に、これをどのように数えるべきかに関して見解の相違があった。例えば、一部の人は、第 1 回の協議が 2011 年に実施されたことから、第 2 回アジェンダ協議は 2014 年に開始されるであろうと理解していた。このため、我々は、IASB が、間隔のサイクルは前回の協議の意見募集の公表日から計算し、次回の協議は 2020 年に（2021 年ではなく）開始される旨を明確化することを提案する。
- (4) 会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）及び IFRS 諮問会議（IFRC-AC）の会議において、少なくとも一年に一度、IASB のアジェンダが依然としてバランスが取れていて適切であるのかどうか及びアジェンダの追加又は削除を行うのかの議論に充てるセッションを開催すること。この点、IASB がアジェンダの優先順位についての判断について説明責任をより適切に果たすようにするため、アジェンダの優先順位に関する決定を行う際に参照すべきベンチマークを開発することによって、こうしたプロセスが効果的となるだろうと考えられる。我々は、特に、経済動向に大きな変化がある場合、アジェンダ協議の結果は直ぐに陳腐化してしまう可能性があると考えており、定期的に協議を行うことは、IASB のアジェンダが継続的にバランスが取れて適切であるようにすることをより効果的に支援することになると考えられる。これは、最近の状況を踏まえると、ASAF 及び IFRS 諮問会議のメンバーからの見解は、IASB の主要な利害関係者の見解を全体として反映すると予想されるからである。

IASB のリサーチ・プログラムの一部のプロジェクトに対するコメント

以下において、我々は、本レターの表 1 に示した我々の優先順位に対する理由としてその一部について簡単な説明を示す。

- (1) 持分法：我々は、持分法会計に関する我が国の関係者の見解についてアンケート調査を実施した。我々の関係者は、リサーチ・プロジェクトで検討すべき更なる改善の余地のあるさまざまな領域を識別したが、持分法を廃止すべきであると考えた関係者はほとんどいなかった。さらに、関係者が識別した論点が相互に結び付きがあることを踏まえ、我々は、IASB が、短期プロジェクトとして IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の要求事項の限定的な修正を行うのではなく、持分法の背景にある基礎となる概念を識別しようすることを提案する。
- (2) 資本の特徴を有する金融商品：我々は、財政状態計算書の貸方側に関するに関する多くの重要な論点が、IASB の概念フレームワーク・プロジェクトの中で未解決のままであると考えている。したがって、我々は、IASB が、「3 区分アプローチ」が適切かどうかを含め、本件に関する十分な検討を行うことを推奨する。
- (3) 退職後給付：我々は、IASB が基準設定プロセスの中で論争となったと考えた領域(OCI のノンリサイクリングや確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額の会計処理の要求事項など）に焦点を当てて IAS 第 19 号「従業員給付」の適用後レビューを行うことが重要であると考えている。
- (4) 開発費：我々は、内部プロジェクトの開発フェーズから生じたコストを資産化する要求事項が適切であるか否かを評価するため、IASB が適用後レビューを行うべきであると考えている。これは、多くの我が国の作成者から、コストを資産化させる要求事項が利用者に有用な情報をもたらすのかについて疑問が示されているほか、我々がリサーチを行った結果、内部プロジェクトの開発フェーズから生じるコストを認識するかどうかに関して会計実務が不統一であることが示されたためである。
- (5) IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」の見直し：我々は、IASB が、IFRS 解釈指針委員会が 2015 年 9 月の会議で中長期プロジェクトの論点として識別した領域だけでなく、IFRS 解釈指針委員会がアジェンダ決定を通じて対処した論点（すなわち、処分グループ内の非流動資産への減損損失の配分に関する論点、継続事業と非継続事業の間でのグループ内取引の表示に関する論点）をリサーチ・プログラムの一部として検討すべきと考えている。

以上